

Title	寛永時代葡人の日本貿易に就いて
Sub Title	
Author	Boxer, C. R.(Yoshida, Kogoro) 吉田, 小五郎
Publisher	三田史学会
Publication year	1933
Jtitle	史学 Vol.12, No.3 (1933. 8) ,p.109(487)- 154b(532b)
JaLC DOI	
Abstract	この一篇は、本誌前號(第十二卷第二號)所載、C. R. Boxer氏のNotes on the Portuguese Trade in Japan during the Kwanei Period (1624-4643)を、編輯者の需めに依り、急遽譯出したものである。譯者淺學なる上に、■卒の間に成りしもの、素より拙譯たるは脱れないのであるが、殊に譯語の當を得ざるものあるを恐れる。ボクサー氏は、英國大使館外交官補の肩書を持つ英國陸軍中尉で、去る五月初、三ヶ年の任期満ちて歸國の途についた。氏が十五世紀以降の東印度史、殊に日葡交通の歴史に造詣深きことは、既に幾多發表せられし著書論文によりて知る人は知らう。私は氏との交友は短かゝつたけれども、そのうら若くして、而も深き學殖と研究に對する一種の風格を持つ徹底した態度、生れながらの貴公子然たるその風貌と玲瓏たる爲人によつて、忘れ得ぬ深き印象を受け、又益せられる所が多かった。氏は日本滞在三年にして、既に自由に日本の語を解し日本の書を読む。恐らく彼はこの拙劣なる翻譯を讀んで微笑するであらう。この翻譯のために、幸田先生の教を受けたところが多い。記して感謝の意を表する次第である。
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19330800-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

寛永時代葡人の日本貿易に就いて

C・R・ボクサー

吉田小五郎 譯

この一篇は、本誌前號(第十二卷第二號)所載、C. R. Boxer 氏の Notes on the Portuguese Trade in Japan during the Kwansei Period. (1624—1643) を、編輯者の需めに依り、急遽譯出したものである。譯者淺學なる上に、匆卒の間に成りしもの、素より拙譯たるは脱れないのであるが、殊に譯語の當を得ざるものあるを恐れる。

ボクサー氏は、英國大使館外交官補の肩書を持つ英國陸軍中尉で、去る五月初、三ヶ年の任期満ちて歸國の途についた。氏が十五世紀以降の東印度史、殊に日葡交通の歴史に造詣深きことは、既に幾多發表せられし著書論文によりて知る人は知らう。私は氏との交友は短かゝつたけれども、そのうら若くして、而も深き學殖と研究に對する一種の風格を持つ徹底した態度、生れながらの貴公子然たるその風貌と玲瓏たる爲人によつて、忘れ得ぬ深き印象を受け、又益せられる所が多かつた。氏は日本滞在三年にして、既に自由に日本の語を解し日本の書を読む。恐らく彼はこの拙劣なる翻譯を讀んで微笑するであらう。

この翻譯のために、幸田先生の教を受けたところが多い。記して感謝の意を表する次第である。

この論文の主題は、寛永時代(一六三〇—一六四〇年 寛永七年—寛永十七年)、葡萄牙商人が九州の日本人金融家

寛永時代葡人の日本貿易に就いて(吉田)

(四七)

一〇九

に送つた若干の書翰並に請取證文の吟味考察にあるが、併せてこれ等の文書が理解の行くやうに、寛永時代全般にわたり、日本に於ける葡萄牙商人の地位を考へて見ようといふのである。

一五四三年(○天文十二年)か、若しくは、その前後に於て、難船した水夫達が偶然日本を發見してから間もなく、葡萄牙商人が度々日本を訪れたことは、人のよく知るところであるが、葡萄牙人が一五五七年(○弘治三年、明の嘉靖三十六年)、媽港に於いて永久の根據地を獲得するまでは、この通商も正式確實の地位を得て居らなかつたのである。然るに一五七〇年(○元龜元年)長崎港を外國人に開放した結果、葡萄牙人の日本貿易は、事實上この兩港間に限定されるに至つた。その組織は、葡萄牙人に就いていへば、年々印度や支那の物貨―大體が支那の商品であつたが、就中生絲がその最も重要な商品であつた―を積んだ大船を送ることであつて、該船は七月乃至八月媽港を發し、數ヶ月長崎に滞留の後、翌年の初(一月―三月)主に丁銀(Silver bullion)を積んで歸帆した。但し一六一〇年(○慶長十四年)のマードレ・デ・デウス Madre de Deus の燒沈や、一六〇三年(○慶長八年)媽港の港内で和蘭人が船を捕獲したといふやうな不祥事件によつて阻碍されたことはあるが、この交通は規則的に而も長年續いた。然るに十七世紀の初になると、和蘭人は年々日本に往來する媽港の船をその途中に要して妨害または劫掠を加へんとの計畫を屢々進め、葡萄牙人をいたく困惑させたため、一六一八年(○元和四年)に至つて、彼等は載貨を全部唯一隻の大船に積んで輸入する從來の慣例を廢し、爾後はガレウタ galiota 或はナベッタ Nivetta として知られてゐる型式の小船數隻

に積載してやつて來た。これは仲々速力も速く而も操縦に便利な船で、遅い和蘭船を何時も追抜くことが出來た。その船の數は、積載貨物の量や貿易の振不振によつて毎年違つてはゐるが、年々八隻を越えたことはなく、又二隻以下に下つたこともない。

本論文の主題の序論としては、以上で大體つくしたから、今は一步を進めてもう少し細説しても宜しからう。一體、何時頃から葡萄牙人が日本の富商や金融家から金を借り始めたかは明らかでないが、可なり早くから始まつたものと考へられる。私の知つてゐる限り、これに關する最も早いものは、一六一七年(三〇元和)のそれである。所が、これまで日本の國內で發見された記録文書は總べて、一六三〇年から一六四〇年まで(一〇寛永七年)の十年間のものばかりである。然し葡萄牙人は恐らく十六世紀中既に九州の金融家から借金したのであらう。かうした取引が、大規模に行はれたのは、實に十七世紀の初二十五年間 (the first quarter of the following century) のことであつて、それは年代史家アントニオ・ボカロ Antonio Bocarro の書いた印度史、*Decada 13* (註1) から引用する次の記事からも推測されるのである。

「當時(一六一七年)、媽港の住民が、或は手數料コミッションを使用し、或は利息インテレストを支拂ひて日本人より借用せる多額の資金によりて甚だ富裕となりしと共に、之等航海(日本への)の利益は著しく増加せり。」

この拔萃は金銭が二種の方法で借りられたことが判つて興味深い。第一の方法は、葡萄牙人はたゞ日本の貸主が指定して手數料をとるまゝにこの方法を用ひ、又第二の方法は、葡萄牙人が私に借金し、後

に利息をつけて返済した。この第二の方法が忽ちの中に一般的のものとなり、事實現存する文書は皆これに關したものでばかりある。

一六二五年(寛永二年)葡萄牙人は、日本に永住することを禁せられた。これまで長崎に於ては、それは許されてゐたので、彼等は多く大家族を擁し、又立派な邸宅庭園等を構へてゐた。之が禁制の結果、葡萄牙船は、爾後は大抵越年しないで十一月か十二月に長崎を去つたが、それでも二三の代表者だけは市内に留まることを許されたい。兎に角、我々は和蘭側の記録の中に、これに關する記事に出遭ふのである。

一六二八年(○寛永五年) 偶々暹羅で一事件が持上り、これが爲に日本に於ける葡萄牙人の地位と貿易との上に重大の結果を來した。一體この事件の根本を窮めるためには、我々は一六二二年(○元和八年) まで逆らなければならぬ。

その年の盛夏、和蘭の軍隊は、媽港の葡萄牙人居留地^{セツツルメント}を攻撃したが却つて撃退され大損害を蒙つた。然るに市民は、再び攻撃を受けることを恐れて、マニラの總督^{ガバナー}に救援を請うた。總督は援兵として *gent-Major* のドン・フェルナンド・デ・シルバ *Don Fernando d's Silva* 統率の下に、若干の歩兵と砲兵とを積んだ一船を送つた。然るにその後間もなくゴアの副王^{ビセロイ}によつて媽港の最初の長官^{キャピテン・ジェネラル}に任命されたドン・フランシスコ・マスカレーニャス *Dom Francisco Mascarenhas* が部下の兵と兵器とを携へて新

に赴任して來たので最早西班牙人は不要になつた。そこで彼等は一六二三年（○元和九年）に同市を去り、次いで歸航の途中、ドン・フェルナンド・デ・シルバ Don Fernando de Silva は暹羅に立寄つた。所が其處で彼は、當時暹羅の首府との間を往復してゐた幾多の日本人の居留民との間に起つた係争に連累し、その争闘中に、船もろ共一命を失つてしまつた。

この遭難の報は、一六二五年（○寛永二年）マニラに達した。然し新總督のドン・ファン・ニーニョ・デ・タボラ Don Juan Niño de Tabora は、さしづめ、他に爲事多く、その爲に應報の手段を執ることが出来なかつた。偶々一六二七年（○寛永四年）媽港からマニラに一小船が着いた。同船は和蘭の船隊が、日本やマニラに向ふ葡萄牙のガレウタ船を妨害せんとして支那沖で待伏してゐるとの報知を齎した。實は葡萄牙人は、この船を出して西班牙の艦隊に、費用は大體出すからといふ約束で來援を請うたのである。そこで總督は、ドン・ファン・デ・アルカラーソ D. Juan de Alcaraso を派し、彼にサン・イルデフォンソ San Ildefonso. スエストラ・セニョーラ・デ・ペーニャ・デ・フランシア Nuestra Señora de Peña de Francia といふ二隻のガレウタ船、他に小船一隻よりなる部隊を率ゐて、和蘭船を媽港の附近から驅逐したる後暹羅に廻り、一六二四年のドン・フェルナンド・デ・シルバの船の損害の復讐をせよと命じた。

ファン・デ・アルカラーソの艦隊は、その巡洋中一向和蘭の船に出遭はなかつた。所が翌年暹羅に到着するや、多數の暹羅のジャンクを攻撃して、これを撃破した。その中には、若干の使節を乗せて支那か

ら歸つて來たばかりのものも交つてゐた。西班牙人はたゞに暹羅の船舶を攻撃したゞけでおさまらず、一六二四年、ドン・フェルナンド・デ・シルバが敗北し死亡した際、日本人の執つた所業を胸に持ち、日本のジャンクをも捕獲し、多數の船員を殺した後、船中にあつた將軍の免許狀、即ち朱印狀を押收した。この事件は一六二八年（○寛永五年）五月に起り、この暴舉の報が日本に着くと、幕府の憤慨は非常なものであつた。

マニラとの關係は三四年程前既に破れてゐたので、當時フィリッピンと日本との間に通商は行はれてゐなかつた。然し日本人は、西班牙と葡萄牙とが一人の君主によつて治められてゐるといふことは良く承知してゐた。故に彼等は、速かに陳謝しないと、その生命物品共に危いと葡萄牙人に告げ、長崎港内にある媽港のガレウタ船に對して、商賣差止を命じた。葡萄牙人は暹羅に於ける西班牙人の罪業に對しては、全く責任がない、又判然したことを言つて辯明出來ないと言譯したが、その甲斐はなかつた。長崎奉行は、西班牙人葡萄牙人共に同じ君主の治下にあり、従つて互の罪は同様に責に任すべきであると逆襲した。

かく有利な日本貿易の破局に直面して、媽港の元老院はマニラの總督に緊急上告して、日本人の要求を容れて、隆盛な日本貿易を救ふばかりでなく、長崎に於て捕虜となつてゐる葡萄牙人の生命と物貨とを救ふやうに嚴談した。一六三〇年（○寛永七年）日本の使節二人がマニラに到着すると、之が哀訴のために

特別の力が加へられた。その日本の使節といふのは、一人は長崎奉行から、他の一人は薩摩の大名から遣はされたもので、侮辱に對して陳謝を求めんとして來たのであつた。事實葡萄牙人の訴願は、一部は成功であつた。といふのは、一六二九年(○寛永六年)一月開かれた市會カウンシルで、西班牙の司令官は暹羅の船だけ捕獲して日本船を捕獲せよといふ權能は與へられてゐなかつたのであつて、一六二八年五月メコン河 Mekong に於ける日本船ジャンクの捕獲は不法であると決定したからである。市會は日本に於ける切支丹の迫害、西班牙僧の處刑、一五九六年(○慶長元年)秀吉のためにサン・フェリペ號 San Felipe の押收されたことから考へると、西班牙人は日本人に復讐する名分は持つてはゐるが、傳道の計畫と媽港貿易の損失の點から考へて、さうすることは無分別であらうと付け加へた。そこで總督は前年ジャンクの中で捕へられた四十二人の日本人にマニラと日本との舊來の通商關係を或る條件の下に復活したいと申込んだ手紙をつけて長崎に送り返した。一六三〇年に着いた長崎と薩摩の使節に就いて、西班牙人は、その眞の目的は土地の様子を搜る爲であるとしてとり、そこで一行を優遇する傍力めて市とその要塞の威力、殊に大砲の數、平均一日に一門宛の割で出来るから非常に澤山あるといふやうな事を見せた。

一方媽港の葡萄牙人は、日本へ特使を派遣して、釋明辯解して日本の當局者の怒りを宥めようと決した。(註三) キヤピラン・シエネラル新に着任した長官ドン・ヒエロニモ・ダ・シルベイラ Dom Hieronymo da Silveira が、先づ選ばれた。その名門の出身なると軍功の顯著なるものあるとによつて、かういふ人なら媽港の普通の商人

―當時日本に於ける商人の身分は至つて低いものであつた―よりは日本人から受けが宜からうと考へられたからであつた。ドン・ヒエロニモは最初この命令を承諾したが、その後熟慮の結果ゴアから來た新しい命令と和蘭人の攻撃の勝れてゐる事を口實として言斷つた。この拒絶は媽港の市民を大に狼狽させた。然しドン・ヒエロニモは、いかに歎願しても之に耳を藉さず、拒絶して下らなかつた。そこでその兄弟ドン・ゴンサロ・ダ・シルベイラ Dom Gonzalo da Silueira を新に任命し、漸く解決がついた。彼は媽港市の長官の位置と位とを以て、日本人に良き印象を與へんがため、應揚に彼の代りに行くと申し出た。この俠氣から出た申出は承認され、かくてドム・ゴンサロは、一六三〇年(○寛永七年)七月滞りなく特使に任命された。その選定は至極適切であつた。彼はその兄弟より尙一層著名な功勞者であつたからである。彼は一六二〇―一六二九年中、オルムスやペルシャ灣で戦ひ、次いで一六二九年マラッカに於てアッチン人を粹碎した偉大なる將ヌーノ・アルバレス・ボテーリョ Captain Nuno Alvarez Botelho の率ゐた遠征にも従ひ、又一六三〇年の春には、スマトラに於て數隻の和蘭船英吉利斯船を捕獲した。(註四)

然るに不幸にして、ドン・ゴンサロ・ダ・シルベイラの使命の結果に就いて、葡萄牙側の記録は沈黙を守つてゐるが、我々は和蘭側の史料の中にその記事を瞥見するのである。(註五) 平戸に於ける和蘭の商館長 oppeho id コルネリス・ファン・ニーウェンローデ Cornelis van Nieuwenroede が臺灣及びバタビヤに於ける彼の上司に送つた手紙から、我々はドン・ゴンサロが到着するや、江戸に行くことを許されず、

而も彼は一心に願つたが長崎に止置かれ、暹羅の事件が満足に解決のつくまでは、謁見もかなはなかつたと語つてゐる記事を見出すのである。近頃 *Archivos de Macau* の中に收めて印行された文書によると、媽港の使節の中の他の一人シモン・バス・デ・パイバ *Sima Vaz de Paiva* なるもの、努力が大いに效を奏し、彼は長崎奉行竹中晏女正を説いて二年に涉つて葡萄牙の船と物貨とに課せられてゐた商賣差止を解かれたらしい。但しそれには、西班牙人からその目的でマニラに行く日本の使節に隨行する彼（パイバの）の手によつて陳謝をさせることといふ責任を持たしたのであつた。兎に角、ドン・ゴンサロ・ダ・シルベイラか、或はシモン・バス・デ・パイバが孰れかの努力、或は兩人の努力によつて、商賣の差止は解かれ、一六三〇年十一月八日（○寛永七年十月五日）、葡萄牙のガレウタ船五隻とジャンク一隻とが、日本人から利息付で借りた多額の丁銀を満載して長崎を出帆した。その金額のために使節のドム・ゴンサロ・ダ・シルベイラは、彼のガレウタ船と共に保證人として長崎に残つた。葡萄牙人の所謂 *respondencia*、又オランダ人のいふ *bodemerij* で借用したこの丁銀は、葡萄牙人の日本貿易上最も興味ある方面の考察に我々を誘ふのである。

英語でいふ *respondentia*（○以下抛銀の譯語を用ふ）や *bottomry* とは古い商業語でその意味は、一には船中にある商品一切をかけて借りた金のこと、第二は、船そのものにかけて借りた金のことである。十七世紀に於て、我々が今取扱つてゐる葡萄牙及び和蘭の記録で、葡萄牙人と和蘭人とが共に同じことを指してゐる

るあの *respondencia* と *hodemerije* によつて——即ち船や（或は）その積荷を擔保（セキユリタイ モートガイジ 抵當）にして借りた金を言ふことは明らかである。

近頃 *Archivos de Macau* の中に出版された文書の中には、葡萄牙人が長崎の日本人やマニラの西班牙人の兩方から レスポнденシヤ 抛銀で借りた多額の金に關するものが澤山ある。その金は廣東に於て年々開催される夏の定期市に於ける彼等自身の營業の資本とする爲であつた。然しかうした多くの史料があるにも拘はらず、大體の手續は一向不明瞭であるといふのは色々譯の分らぬ矛盾した記載があるからである。然し之等の文書を熟讀して見て明らかなことは、媽港商人の或者がかういふ方法で非常な利益を得た者があるかと思ふと、他方では見込違ひをして、自分が倒れるばかりでなく、日本の債權者にまで累を及ぼした者さへあつたと言ふことである。この抛銀に支拂はれた利息の率は時によつて相違はあるが、多く二、三割の間にあり、時には明らかに四割乃至五割にも及んだ。金はかくも高率（年に）で借りられたのであるから、葡萄牙人が、日本の債權者に利息をつけて返してなほ餘りあるやうにする爲には、廣東市場に於て、莫大な利益を得なければならなかつたといふことは明白である。一六三〇年—一六三九年（○寛永七年—）の十年間に於て、葡萄牙人が日本に將來した積荷の表を檢べて見ても、彼等が多量の地金（ビユリオシ 寛永十六年）の十年間に於て、葡萄牙人が日本に將來した積荷の表を檢べて見ても、彼等の輸入品の大部分を持つて來たといふことは書いてない。——事實殆んど何も持つて來なかつた。彼等の輸入品の大部分は、種々支那の絹織物や生絲シルクピース、グッズ、ロー、シルクであつた。つまり日本人から資金を借り、これを以て廣東で生絲その

他を買込み、それを日本に輸入するといふ組織であつた。その品物を一度日本に持來れば、葡萄牙人は日本の債權者に借金を返したその上になほ十分の利益を上げ得た―それほどの上値で賣ることが出來たのである。兎に角、かうした考察は後で更に詳しく引用する根本史料や抛銀證文をよく研究してそれから掲げることにする。さてこの邊で媽港の葡萄牙人は何故に、かくまで日本の資本に頼らねばならなかつたかといふ不審を起されるかも知れない。

十七世紀の初頭から、極東の海上には和蘭船が横行してゐて、葡萄牙船がゴアから媽港に到着するとは漸く困難になつて來た。一六三〇年(○寛永七年)頃から、和蘭人は、葡萄牙船が印度から支那に又支那から印度に渡航しようとするのを妨げるために、絶えず艦隊にマラッカ海峽を巡廻させてゐた。然るに一六三六年(○寛永十三年)からは他の有力な艦隊が毎年ゴアを封鎖した。和蘭人が漸時、シンガポール海峽の權力を固めたので、従つて葡萄牙船も漸く安全に抜け通ることが出來なくなつて來た。そこでゴア、媽港間の交通は甚しく不安なものとなり、若し唯一隻の船が通ることが出來たら奇蹟とされた位であつた。かくして副王リニャーレス伯ドン・ミゲル・デ・ノローニャ Don Miguel de Noronha, Conde de Linhares の在職六年間、一六二九年(○寛永六年)十月から一六三五年(○寛永十二年)十二月までに、葡萄牙人は和蘭人のために百五十隻以上の船を或は捕獲され或は破壊せられて失ひ、その損害は千五百人の人員と七百五十萬セラフィン (註六) xorafins とを算する。然し、これでもなほ比較的隆盛の時代と考へられたのである―、され

ばゴアの本部と殆んど全く遮斷された媽港の葡萄牙人が支那貿易を續ける爲に長崎やマニラに於て^{レスボシ}抛銀^{デンシヤ}で借りた金にだん／＼頼るやうになつたといふことは左程怪しむに足りない。その他彼等の販路といへば僅に南洋のマカサール、チモール、ソロールであつて、之等の地とは彼等はなほ盛に貿易を行つてゐた。然し我々は今横道にそれてしまつたから、再び本題に立歸らなければならぬ。

一六二八年(○寛永五年)から一六三〇年(○寛永七年)に涉り、長崎に於て葡萄牙船に加へられた商賣差止^{エムバルゴ}は、葡萄牙人にとつては、平戸に於ける仇敵和蘭人の貿易が全く杜絶したら、これを利用しようと望んでゐたのであるから、一層困つたものであつた。和蘭人も矢張り有名なヌイツ事件^{Nuyts affair}の結果として、一六二八年以來商賣差止を受けてゐたのであつた。一六二八年から一六三二年まで續いた日本に於ける和蘭人の貿易上に加られた商賣差止^{エムバルゴ}は、既にナホット氏やその他の史家によつて十分論ぜられた。^(註七)従つてこゝに改めて論ずる必要はないが、マニラとの通商關係が一六二五年に中絶し、和蘭人と葡萄牙人が共に一六二八年から一六三〇年の間、商賣差止を受けてゐたために、日本の御朱印船が、暹羅、東京^{キン}、臺灣等に海外貿易を發展させる機會を得たことを記すことは興味深いことである。而も日本人はその機會をよく捕へた。それは、例令惡意あるものが随分あるにもせよ、當時の葡萄牙や西班牙の記録兩方に出て来る彼等の活動に關する史料に照しても判ることである。然しこの繁榮も、後に記すやうに至つて短い間の事で、そして僅に之が徳川時代の商人の海運業の正に目沒せんとして殘照をなしたもので

あつた。恐らく更に重要なのは日本の貿易に於ける盛な支那人の割込であつた。これに對し、近代の論者は皆口を緘して語らないが、一六三〇年から一六三一年の間に、凡そ七八十隻の支那のジャンクが長崎、薩摩及び琉球の島に着いてゐる。

竹中采女正の使者は、有利の航海を終へ、通商関係を復活したいといふ西班牙人側の申出を携へて一六三一年マニラから歸つた。かく明らかに兩方で互に通商を希望してゐたのであるが、幕府は干渉してこれを禁じたらしい。兎に角、正式の通商関係は回復せず、而もその後直ち幕府 *Shogunal authorities* では和蘭人に向つて、日蘭共同してマニラを攻撃しようといふ提案をした。

その間に、シマン・バス・デ・バイバ *Simão Vaz do Paiva* は、遂に一六二八年、暹羅事件の問題の解決に盡力するため、一六三一年再び日本に遣はされた。この事件は今や、西班牙人が一六二九年、四十二人の日本人の捕虜を釋放したこと、一六三〇年十一月、葡萄牙船の商賣差止を解除したこと、並にデ・バイバ自身の奉行竹中采女正との間の交友關係によつて、よき解決の途上をたどつてゐるらしく見えた。(註) 彼は明らかに、再び商賣差止は課せられなかつたから、或程度の成功を収めた。そして和蘭の記録に記すところに據れば、葡萄牙の使節は一六三一年十一月十六日(○寛永八年十月十日)長崎を發つて江戸に向つたとある。然しこの記事はバイバにかゝつてゐるのか、長崎に一年以上待つてゐたドム・ゴンサロ・ダ・シルベiraにかゝつてゐるのが明瞭でない。一年後の一六三二年十二月、我々はドム・ゴンサロがまだ長崎に

待つて居り、遂に一六三四年に至つて漸く謁見したらしいことを見出すから、多分パイバにかゝつてゐるものらしい。當時一六二八年に暹羅で御朱印船が捕獲された、めに害なはれてゐた日本人の自尊心は定めし和らげられたことであらう。

和蘭側の記録から我々は、三隻の葡萄牙のガレウタ船が八月十六日から二十日の間に長崎に着いたが、他の二隻の船を率ゐたこの航海の司令官 カピタン・モール Capitão-Mor はおくれた、そして三ヶ月後になほ到着せず、
(註九) 恐らく遂に到着しなかつたのであらうといふことを我々は知るのである。

この年即ち一六三一年から、今日日本に残つてゐる抛銀に關する、當代の文書の最初のもものが始まつてゐるのである。(註七) それは一六三一年七月二十日附(○寛永八年六月廿一日) 媽港のガスパール・バルボザ・ペレイラ

Gaspar Barboza Pereira といふ者からセニョール(殿) 島井權平 Snor Ximaya Gompé に宛てたもので、筆者と他の葡萄牙人が島井から借りた金のことに關するものである。島井は長崎の富裕な金融家若しくは周旋人であつたらしい。プロイカー 後に論ずるが、代書人若しくは公證人ノイタリが書いたと思はれる抛銀證文と異つてこの文書は全部筆者自身の手になり、判讀することが仲々容易でない。

この書翰の冒頭に、筆者は、商用のために廣東に引留められ、最初の船で出帆することが出来ないが、後に出帆すべき二隻の中の一隻で司令官カピタン・モールと共に行く親戚のミゲル・ペレイラ Miguel Pereira のために書くことはつてゐる。(先に引用した和蘭の書翰に見られるやうに、之等他の二隻の船は結局

出帆しなかつたか、到着しなかつたかのいづれかであつた。筆者はなほつけ加へて、ミゲル・ペレイラは、次の船で必ず行く、抛銀で借りてゐるものは利息を附けて（額は記してゐない）全部返済する、故に受取人は、最初の船で來なくとも誤解しないやうにと言つてゐる。そして、彼（ペレイラの）の財政はしつかりしてゐて、支拂は確かであるから、それに對して聞き込んだ流言蜚語に警戒されたいと言つてゐる。遅延したのは彼の罪でなく、廣東の「卑劣な支那人」のためであつた、その支那人は南京から命ぜられてゐた反物を手に入れることが非常に遅れたのである。廣東には、他に有利なものがあつたが、ミゲル・ペレイラは、それは二三年もたつた品物で、品が落ちてゐたので、それを買はうとしなかつたのである。

この手紙の初 부분은、如何にも明瞭であるが、後半は仲々解し難い。これは恐らく十七世紀に於ける葡萄牙の商業語の微妙な點にまで精通した者でなければ十分了解することは不可能であらう、勿論私はその任ではない。兎に角筆者（ガスパール・バルボザ・ペレイラ）は、島井權平から一六三〇年の船で送られた手紙によつて、前年幾多の葡萄牙人が抛銀で彼（島井）から借りた金を取立てて見るやうにと依頼されたいらしい。バルボザ・ペレイラはこの件に就いて記して、自分はそれに手をつけて見たが、その事から負債者の間に面倒が持上り、若しさうなつたら自分等は皆倒れてしまふ、従つて島井は何も得る所もなくなるといつて揃つて反對したので、自分は已むなくそれを斷念しなければならなかつたと

言つてゐる。然し、彼は或る借金の元金の償還として若干の金(約二百兩^{タイル})を送るが、少しも利息がとれなかつたと書いてゐるから、兎に角或る程度の妥協をしたらしい。そしてポーロ・ディアス Paulo Diasなるものが、主なる負債者として記されてゐる。筆者は、或船の支配人フアラターアフォンソ・デ・モラエス Afonso de Moraes に、ミゲル・ペレイラの負債の三分の一を支拂ふべしとの命令を下してをいた、三分の二は追つて、後に残つた二隻の船(前述べた通りこの船は明らかに到着しなかつたのである)に積んで送るといつて結び、なほミゲル・ペレイラが抛銀で借りてゐた他の日本人全部に必ず返済することを保證して貰ひたいといつてゐる。

この興味ある書翰によつて我々は、多數の媽港の商人が、日本で借りた金が拂へなかつたといふことを知り、又 Archivos de Macau の中に出てゐる同じ年の他の文書からも、我々は大勢のかうした負債者が實に莫大な借金をしてゐた、といふことを推測するのである。一六三一年六月七日(○寛永八年五月八日)附のこの文書には、マニラや長崎から抛銀レスボンデンシヤで借りた巨額の金のことから大騒ぎが起つたこと、並に益々多數の負債者が、單に市の信用だけでなく、又財政上の安定さへも脅かしたことが記してある。そこでマニラや長崎に於て抛銀レスボンデンシヤで借りてゐる者は、皆その年はこれ等の市を訪問すること、並に彼の友達によつて幾らかでも、送金することは一切罷りならぬことに決した。この妙な決議の目的は明らかでないが、兎に角先に出したカスバール・バルボザ・ペレイラの手紙を熟讀しても判るやうに、それは最初か

ら役に立たぬ手紙であつたやうである。日本貿易が錯綜して來たので、一六三二年五月、四人からなる特別委員が選ばれ、媽港市を助けて、この問題を處理することになつた。委員中の二人は、アゴスティーニョ・ローボ Agostinho Lobo とペーロ・フェルナンデス・デ・カルバーリョ Pero Fernandez de Carvalho で、兩人とも日本に長く滞在し、而も種々の經驗を持つた人達であるが、その抛銀證文に關連してはもう一度後で記すこととする。

近頃出版になつた *Archivos do Macau* には、抛銀問題と日本に於ける葡萄牙人の借金の支拂（或は不拂）に關し、一六三二年（○寛永九年）から一六三九年（○寛永十六年）間の日附のある多數の文書が收められてゐる。

所が不幸にしてその中の大多數は雜然としてゐて而も矛盾があつて、この問題に對して期待するほどの光明を與へてくれない。一方又それが整理されて居らず、又年代順に列べてないといふ事が、その綿密な比較研究を甚だ困難ならしめてゐる。その上になほ我々は總ての文書に目を通す時間と餘裕がないといふ事實を暫く措くとしても、文書の中に缺けたところがあつて、何か特別の事件に就いて初めから終りまで見て行くことが出來なくなつてゐる。そこで私は、出來るだけ、日本に現存する特別の抛銀證文に直接關係したものだけにしてをかうと思ふ。和蘭や他の同時代の史料から不足を補ふこととして。

一六三二年（○寛永九年）八月、荷物を滿載した三隻或は四隻のガレウタ船が媽港から長崎に着いた。然し葡萄牙人が餘りに安いといふ理由で例の市法値段（*Pancado rata*）で賣ることを拒絶した爲に、最初品物

を賣ることが出来なかつた。これは多分彼等は、平戸に於ける和蘭船が未だ商賣停止中であるといふので大利を占める事を當てにしてゐたからであらう。一方支那人は彼等が一六三一年に日本の官憲から受けた取扱に就いて大いに憤慨し、例年の五十隻乃至六十隻の代りに僅かに三隻の小さいジャンクを送つたに過ぎなかつた。そこで支那の品物は空つく勢で暴騰した。然るに日本人は、一六三二年十一月、臺灣の前長官ピーテル・ヌイツ Peter Nuyts 自身の降服と共に、和蘭人は一六二八年の臺灣事件のために大いに働いたといふので、平戸に於ける和蘭船に對する商賣差止を解いた。かくて、葡萄牙人は再び競争相手を持つことになり、結局前と同じやうに極まつた市法値段で品物を賣るの已むなきに至つた。彼等はこの處置について愁訴するため幕府に使節を送つたが、これは何の役にも立たなかつた。然るに無援のドム・ゴンサロは長崎に於て、謁見もかなはずに第三年目を過した、といふのは幕府の當局者が五年前、暹羅で西班牙人のために捕獲された御朱印船の乗組員に就いて詳しい報告を受けるまでは、江戸で彼を引見する事を言斷つたからであつた。この一六三二年といふ年は、今日日本に現存する最初の抛銀證文の日附の年に當る。^(註十二)それは媽港市の支配役アゴステイニョ・ロボ Agostinho Lobo により書かれ又署名されたもので、長崎發十一月十六日^(寛永九年十月五日)附である。偶然にも、Arquivos de Macau の中に印行された他の文書によると、アゴステイニョ・ロボが、その大層正直、清廉で、日本との貿易に手腕のあつたところから、この年の航海に特に選ばれて媽港の支配役になつたことが記してある。^(註十三)

彼は以前、一六二四年には、例年の媽港艦隊の司令官で、一六二五年にも同じくさうであつたが、實に老練なる日本のために「重寶な人」であつた。

この文書は文書そのものが非常に面白いものであるが、その大意は凡そ下の如くである―アゴスチーニョ・ローポ申入候、拙者儀丁銀三千兩を借用致し、之を長崎市民ルイス・タバレス Luis Tavares に三割三分利にて貸與仕り候（葡萄牙人は八九年以來長崎に土地財産を所有することを禁ぜられてゐたと思はれるから、これは妙である）尙ルイス・タバレス確と申し候は、本三千兩の銀子は博多の商人中野彦兵衛 Nacano fiobioij mercador facta より借用致したるものなることを承認仕り候。又右銀子は支配人ロレンソ・リス・ベリーニ Factor Laureuço de Lis Velho が取扱にてサン・ジョルジ號 S. Jorge に積載致し媽港に相送り候ものにて、尙翌年媽港を共に出帆致すべき最初の船に元利共に積込み返濟せらる可きものに之あり候。然るに若し何れか遅參り候節は、該銀子は積載不仕候、若し僅かに一船參り候節は、荷物と共に全額積載仕るべく候、但し空船なるか積荷乏しき時は、銀子は全然送り不申候。最後に該銀子は媽港市のために借用したるものにて、必ず返濟仕るべく、若し船かこひ申し候（即ち渡海せぬ場合）はば、別に遅延料として一割増の利息支拂ひ申すべく候。その文書はざつとこんなものである。

中野彦兵衛が貸した金の翌年返濟されるその方法に就いて種々の條件を出してゐることは興味があ

る。最初の條件、即ち銀子は出帆する最初の船に積込み、第二隊（若しあつたとして）のそれに積まな
いといふ事は、明らかに前年の大失敗を再び繰返さぬ爲であつた。といふのは、前年司令官カピタン・モールと二隻の
船は他の後を追うて出帆したが、逆風のために引返すの已むなきに至つた。若し一隻の船が遣はされた
として、その船が積荷をして來るものとしたら、金はそれに積んで歸つて來るといふ理由も亦明らかで
ある。何となれば、葡萄牙人は、若し金高の中野の丁銀だけが危険に頻しても、注意はするであらうが、
それより満載した船に禍の振りかゝることを避けるためには、更に一層の注意を拂ふであらうからであ
る。最後に若し船が翌年歸らなかつた場合、一割の割増をするといふ契約は全く規定通りであつた。そ
してこの條項は、知られてゐる總ての抛銀證文にあらはれてゐる。

媽港文書中にある若干の有益な文書は、この特別の證文の上に非常な光明を投げる。之等の文書から、
我々は一六三一年に日本人が大勢の媽港商人の前年借りた未拂の借金の擔保としてその年送られた多く
の積荷を差押へたといふことを知るのである。之等日本の債權者、長崎奉行、市中に残つてゐた二人の
葡萄牙の役人等（ロレンソ・デ・リスとルイス・タバレス、兩人の名は前述の文書に出てくる）皆が媽港の
當局者に書翰を送つて、負債を負ふてゐる葡萄牙人全部を直ちに長崎に遣はして、その債權者とある妥
協點に到達するやう盡力をするやうに促した。彼等は更に附言して、若しこれをやらなければ、長崎在
留の葡萄牙人の生命財産は全く危険に陥り、有利な日本貿易は斷絶の恐れがあるといつた。これに反し

+

O conhecimento a tras de I. e. M. L. e. J. na a meade de l. n. r. i. e. s. f. e. z. p. r. o. p. r. i. o.
 e. g. a. n. h. o. s. M. L. a. n. c. u. n. t. o. s. n. i. n. t. a. s. s. i. n. e. d. e. q. u. e. t. a. n. t. o. s. d. e. u. b. o. n. a. s. p. r. o. b. i. o. s.
1995 e. g. a. n. h. o. s. f. a. u. t. a. d. o. s. d. e. l. e. i. t. a. s. p. r. o. b. i. o. s. d. e. l. e. i. t. a. s. p. r. o. b. i. o. s. d. e. l. e. i. t. a. s. p. r. o. b. i. o. s.
 a. n. t. a. a. h. e. n. d. e. q. u. e. s. a. M. L. e. J. n. a. f. o. r. m. a. e. l. e. i. t. a. s. p. r. o. b. i. o. s.
 c. o. n. h. e. i. m. e. n. t. o. a. t. r. a. s. e. l. e. i. t. a. s. p. r. o. b. i. o. s. d. e. l. e. i. t. a. s. p. r. o. b. i. o. s. f. e. i. t. a.
 p. r. i. m. u. m. p. r. o. b. i. o. s. e. n. d. e. l. e. i. t. a. s. p. r. o. b. i. o. s. d. e. l. e. i. t. a. s. p. r. o. b. i. o. s.

南 一 海 島 本 工 作 所

前號所載 アゴスティーニ・ローボ署名抛銀證文の裏書(挿畫説明参照)

前掲寫眞の下部に記せる和文(葡文と同意義)

大分一ツク人の表に本館三指目
は能く事

二指子指目自位利郎四指目

本利合二指子指目九指目

海より一ツク人の表に本館三指目

二指目上

寛永十年

四月十日

中井長清

前號所載 アゴステイニヨ・ローボ署名の抛銀證文下部右端に記す

二指子四指目ノ年一ツク

寛永十年

四月十日

前號所載 ペーロ・フェルナデス署名の抛銀證文下部右端に記す

二指子四指目ノ年一ツク

前號所載 抛銀證文の部分寫眞(詳しくは挿畫説明参照)

て若し負債者が遣はされてその債權者に會つたならば、日本人は葡萄牙人との間に、犯罪上又は裁判上の問題で衝突しないから、さうしたら身體や生命に傷害を蒙るやうな危険はなからう、然し罪に問はれた總ての外國人（カトリックの宣教師だけは例外）を司令官に渡して媽港に送り、葡萄牙の法律に照して罰して貰ふことにするといった。彼等は又これを證明するために若干の例證、就中何年か前に日本で破産したバスチャン・ゴンサルベス *Bastião Gonçalves* なるもの、それを提出した。そこで一六三二年六月三十一日に媽港の長官と司教とによつて司會された總會に於て、總ての負債者は日本に於けるその債權者に會ふために遣はさるべきこと、一方負債者は彼等自身に過失があつたのではなく、彼等の借手たる支那人側の遅延と不信用から起つたことであるから、彼等の責任に應ずることが出来ないといふことを説明した手紙を送るといふ決議をした。（註十四）

一六三三年（〇寛永十年）の初め、支配役アゴステイニョ・ローボがサン・ジョルジ號 *São Jorge* で日本から持歸つた金に關して、媽港文書の中にある他の文書から、我々は前支配役フランシスコ・デ・リス・ベリヨが一六三一年以來未拂で残して來た十五萬兩の外に、前年彼が抛銀で總額六萬六千六百兩を借りたことを知るのである。その六萬六千六百兩の中、約二萬八千兩は日本に於て直ちに支拂はれたが、それは、一六三一年の未拂の借金の擔保として差押へられてゐた葡萄牙人の品物を買戻す爲であつた。（註十五）かくして葡萄牙人は甲から借りて乙に返した譯である。そして明らかに、他の仲間から借りてゐた借金を支

拂うために、日本の商人の連中から濫りに借りたのである。アゴステイニー・ローボが一六三二年に、前掲の抛銀證文によつて中野彦兵衛から三割三分の利息をもつて三千兩を借りたことを記すことは興味のあることである。媽港文書から彼が前に全部で六萬六千六百兩を借りたといふ記事を見たから、彼は他の多くの日本商人からも矢張り借りたに違ひないと思ふ。而も一人の人から借りた普通の高は約五千兩であつた。これに前年の借金を加へて見られよ、さうしたら九州に於ける葡萄牙人の負債額が、實に莫大なものであつたといふことが知られるであらう。町が借金の崩雪アブランチの下敷になつてしまつてゐるのを知つた媽港の當局者に同情を寄せることは易い。然し一方日本人によつて強要された高利といふのも亦領かれるのである。我々は一六三二年に於ける情勢に備へるため葡萄牙の當局者が採用したこの上の手段を詳説してゐる餘裕はなく、翌年に移つて行かねばならない。(註十六)

日本に於ける借金を支拂ふ手段方法を決めようといふので、一六三三年六月十四日(〇寛永十年五月八日)に開催された總會に於て、普通の關稅と外一割の地方稅とを引上げて、これをやらうといふ議題が出たが、これは議論沸騰した末、結局失敗に終つた。それでも兎に角航海することに決し、ローボ・サルメント・デ・カルバーリョが四隻のガレウタ船を率ゐてこれを決行した。この年の事件は和蘭人によつて十分詳細に語られてゐるから、こゝでは簡単に述べてをかう。奉行の竹中は、將軍の朱印狀の代りに、ジャンクに私の「免許證」を發行したり、掟を破つてマニラと通商を行ひ、生ぬるい切支丹の迫害を行つたり、

又濫りに支那の貿易家から搾取したといふ理由により、奉行職から退けられた。ともあれこの最後の嫌疑は、さうは言はれてゐるものゝ、誠に無稽のものであつた。何となれば、耶蘇會の老管區長クリストワン・フェレイラ *Jesuite Provincial Christos Ferreira* を轉宗せしめたのは彼であつたからである。それで曾我又左衛門と今村傳四郎とが彼に代つて任命された。この年は、絹物の價は支那人と日本人のジャンクとによつて東京、交趾支那、福建から實に豊富に將來された爲に非常に下落した。そこで葡萄牙人は、いつもの市法直段 *parcado price* で生絲を賣ることを拒絶した。二人の新奉行はどんな些細な事でも容赦しない人であつた。若し彼等が賣りたくななくても、季節風の具合がどうあらうと彼等は媽港行の鞆や手荷物^(註十七)は空にする事が出來ると葡萄牙人にいつた。そこで葡萄牙人は、彼等の品物を買つた値段より安く品質からいつて二百八十兩から百七十兩に相當する品物を七八十兩に賣らなければならなかつた。彼等の敵方の頓挫による、和蘭人の惡意ある悦びは忽ち蓄の中に摘みとられた。初めて彼等に對する絹の市法賣買 *Silk parcado* の擴張したこと、葡萄牙のガレウタ船が長崎から出發後少くとも二十日まで、平戸の繫場から船の出ることを禁じたからである。無援のドム・ゴンサロ・ダ・シルベイラはなほ江戸に上るといふので長崎に便々と待つてゐた。そして、江戸から見廻りに下つて來た三人の將軍の代理者と會見したいといふ彼の要求は、無禮にも拒絶された。然し結局彼はその年末に參府することを許された。その中に葡萄牙人の傲然たる態度が非難された。日本人は遂に葡萄牙人が、他の日本人から借り

た金で債權者に借金を返したといふことを知り、互に相談して申合せた日に負債者に向つて總て未済の借金の支拂を一齊に要求をし、去年のサン・ジョルジ號で持歸つた巨額の貸金だけをやつと許してやつた。その結果は決裂となつた。葡萄牙人の中極く少數の者がその借金を支拂ふことが出来たゞけであつた。そして滞納者の中には、夫々二十萬兩、三十萬兩、三十五萬兩、四十萬兩の金額をもつて破産した四人の商人がある。不幸な破産者連は、ガレウタ船が到着すれば、その借金を返済するに十分な基金を得ようといふ説明書より外に債權者を宥めることは出来なかつた。所がその船が到着して見ると、彼等の帳簿の上にあるものは、僅かしか又は全く何もないといふことが判つた。そこで、彼等は、媽港に歸つたらその家屋、品物、動産等一切を賣却すべしといふ嚴命を受けて、司令官カピタン・モールの監視に委ねられた。然るに彼等は、少くとも一部でも債權者を満足させる爲に、翌年かうして賣つた賣上金をもつて、必ず日本に歸つて來なければならぬのであつた。(註十八)この悲劇の反影は二つの文書にあらはれてゐるが、今これを考察せねばならぬ。

最初のものは、既に言及した一六三三年十一月アゴステイーニョが中野彦兵衛から三割三分で借りた三千兩の抛銀證文の續きである。この證文の裏に借り高の半分に當る千九百九十五兩の受取があり、他の半分は従前通り残すことになつた。この受取は一六三三年十月十二日(○寛永十年九月十日)長崎に於て署名せられ、日本文で同じ意味を中野自身によつて裏書されてゐる。明らかにアゴステイーニョ・ローボは、幸

運の——或は正直の少數の一人であつた。

第二の文書は、^(註十九)「老ひたる」the old フランシスコ・カルバーリョなるものによつて書かれた哀れを誘ふ

記述である。その中に、彼は島井權平から抛銀で七百兩借りたことを記してゐるが、これは病氣と破産の爲に支拂うことが出来なかつた。とにかく彼は、^{サン・イン・ロー}養子のセバスチャン・ダルメイダ Sebastião Dalmeida が自分に代つて支拂う旨を記し、又その額は三年の間に年々全額の三分ノ一宛支拂つて返済すると誓約してゐる。彼は、養子の所有品全部は勿論、若し必要ならば彼が媽港に持つてゐるもの全部を賣るといひ、一方彼が養子かゝ、全額を支拂つて仕舞うまで、毎年自ら日本に來ると約束してゐる。若し自分が死んだ場合は、セバスチャン・ダルメイダが支拂の責を負ふ。又若しその事に聊かの怠慢があつたら自分等は共に永久に地獄^{ヘル}に落ちるであらう、といつてゐる。この文書は長崎に於て一六三三年十月十六日^(寛永十年九月十四日)附で、弱々しいぶる／＼した手で、二人の他の證人ペーロ・ロドリゲス Pero Rodrigues アン・トニヨ・カルバーリョ Antonio Carvalho 及びアントニヨ・ネレッティ Antonio Nereetti の他に、カルバーリョ自身が署名してゐる。日本の商人は最早彼等は信用し難いと感じたので、葡萄牙のガレウタ船は十月二十三日^(〇九月十一日)に長崎を立ち、歸航の途に着いたが、比較的少し、か丁銀を積んでゐなかつた。前述したやうに、葡萄牙の使節は、その年の末に遂に江戸に上つた。そして、二月先づ拒絶されたが、^(註二十)後彼等は、遂に一六三四年三月十四日^(〇寛永十一年二月十五日)即ち和蘭人と同日謁見を許された。

「老ひたる」フランシスコ・カルバーリョの事件を補足するために、我々は、一六三六年十一月十三日（○寛永十三年十月十六日）附の媽港文書に收めてある一文書は、偶然にも、約二萬兩が、彼の友達によつて日本に於ける彼の負債者に對して彼の爲に支拂はれたこと、但し之等の友達は、彼から最後の而も皆濟するものとして、彼の持つてゐた全部である一萬四千三百兩を受取つたといふことを示してゐる。「禍は友を呼ぶ」ものである、葡萄牙人が長崎に於て大層惱まされた一六三三年のその同じ年に、マニラに於ける西班牙人は葡萄牙人に貸してゐたといふ九萬ペーソス *Posos* を取立てた。然しこれに續いて更に不幸なことが起つた。

一六三四年（○寛永十一年）七月、五隻の荷物を満載したガレウタ船が、司令官ローボ・サルメント・デ・カルバーリョ *Lopo Sarmiento de Carvalho* 指揮の下に媽港を出帆し長崎に向つた。彼等はまだ支那海の *Pedra Branca* の沖にある間に、有名な海賊 *Yang-Joww* が率ゐる支那人の海賊の大艦隊にあひ、最後の戰に於て、一隻は支那人に分捕られ、三隻は媽港に逃げ歸り、僅かに一隻艦旗サント・アントニオ號 *Santo Antonio* だけが長崎への航海を續け、八月の末日に到着した。媽港の當局者は、最初、支那人の毒手から同胞市民を救ひ出すべき現金を如何にして得ようかと迷つてゐた。結局彼等はマニラの西班牙人が媽港に預けてあつた金子の中から出すことに決した、——つまり前年のドン^(註二)の仕打 *Dons' action* に對する仕返しであつた。ガレウタ船が一隻だけ長崎に到着しても、葡萄牙人の心配は中々止まなかつ

た。ジエロニーモ・ルイス・デ・ゴウベア Jeronymo Luis de Gouvea と云ふサント・アントニオ號に乗組んでゐた商人の一人は、輕卒にも在媽港の日本人耶蘇會士その名をポーロ・ドス・サントス Paulo dos Sanctos といふ者から、在長崎の他の日本人に借金の返済を要求する手紙を持つて來た。この手紙は其筋の者に發見せられ、不運なジエロニーモ・ルイスは捕まつて投獄された。そして彼は九人の日本人——中婦人三人を含む——と三人の支那人（海賊「オーガスチン」の息子を含む）と共に翌年の十月八日（○八月十七日）に火刑になつた。一年後には、彼（ルイス）の息子も、若干の日本人切支丹と共に處刑せられた。一六三四年（○寛永十二年）この手紙の發見されるや、長崎奉行は直ちに媽港に書翰を送り、ポーロ・ドス・サントスが印度又はどこか最早日本人と通信の出來ない所へ追遣られたいと申込んだ。この要求は媽港に於ける市並に軍隊の當局者總てによつて悉く賛成せられ、又非常な勢力を持つてゐた教會の分子さへも交趾支那へ彼を送ることに賛成した。然し彼は數ヶ月後には歸つて來た。そして一六三五年（○寛永十二年）十二月、我々は媽港の陪審官^{オービドル}マヌエル・ラモス Manuel Ramos がゴアの副王に宛て、日本人はその點について冗談にあしらへないから、今度だけ^{フリエスト}僧のためにコチンに行けといふ特別の命令をおくるやうに請うた書翰を見出すのである。^{（註二十二）}

既述の如く、一六三四年唯一隻のガレウタ船が日本に到着したが、之は大變有利な航海をした。それといふのはこの年幕府は、御朱印の規約を制限し、日本のジャンクは極く少數だけ外國に行くことを許

され、又臺灣との貿易は嚴禁せられた。そして、和蘭人は勝手に同所を訪問する日本のジャンクとはどれでも取引することが出来ると語つた。その結果、絹物の價が騰貴し、恐らくその年に平戸に來た八隻の和蘭船の持つて來たものとは到底比較にならぬけれども、葡萄牙人は僅かに一隻の船で四百九十函の銀を持出すことが出來た。

一六三五年二月十五日(○寛永十一年十月二十六日)葡萄牙人は、江戸に於て例年の謁見を行つた。そして、八月九日(○六月二十七日)荷物を満載した三隻のガレウタ船が媽港から長崎に着いた。この年、日本に於ける葡萄牙人の行動は、他に十分に語られてゐる。故に我々は簡單にしてをいてもよからう。出島の築造はその前年に着手せられ、この埋立工事はこの年ずつと行はれた。長崎の二人の新奉行が任命された。即ち榊原飛驒守と仙石大和守である。前者は忽ち和蘭人の間に香しくない名聲を馳せた。彼は和蘭人に反對した、めに和蘭人からアルバ公 *Duc d'Alva* といふ綽名を付けられた。和蘭人は繰り返しく地方の大名や幕府の當局者に、葡萄牙のガレウタ船が去つてから後二十日間、彼等の船の出帆を禁じたことに對して抗議を申込んだが、それは無効であつた。日本人の課したこの拘束は、全く當然のことであつた。葡萄牙船の中にある多くの積荷、之はつまり彼等自身の丁銀なのであるから、和蘭人のいふ分捕品となるのを欲しなかつたのである。日本人も、和蘭人に如何なる事情如何なる場合にも葡萄牙のガレウタ船を攻撃せぬことを約束されたいと望んだが、和蘭人は斷然それを拒絶した。

その頃ウィルレム・フェルステーヘンといふ和蘭人の一人は、平戸商館の代理人^{エージェント}として、又葡萄牙や支那の商人の行動に注意するために長崎に滞在してゐた。彼が平戸の商館長に出した數々の手紙は、葡萄牙貿易の多くの委曲の上に貴重な光を投げてゐる。然るに彼も亦、彼の妻が混血兒即ち、一六〇〇年のリーフデ號 *Liefde* の生存者の一人メルシヨール・ファン・サントフォールト *Melchior van Santvoort* ^(註二十三)と土地の婦人との間に出来た女であつたところから、日本人の問題に就いて悪く云はれてゐた。

ガレウタ船は、千五百匁の丁銀を積んで、十月三十日^(九月二十日)に長崎をたつた。大體は例の如く抛銀で、日本の商人から借りたものであつた。後に残つた例年の使節(六人の白人と六人の混血兒^{ハイフ・キヤスツ})は、例によつて江戸に上つた。そこで彼等は一六三六年二月二十一日^(寛永十三年二月十五日)に謁見したが、長崎に歸ると、丁度出来上つた出島といふ狭い牢の中に嚴重に閉ぢ込められた。

媽港に於ては、この年、ドム・ゴンサロ・ダ・シルベイラが、日本への例年の航海を指揮するために任命された。多分一六三〇年から一六三四年中、日本に正使となつて使し、その奉仕と難儀の報酬として、彼は四隻のガレウタ船を率ゐて出帆したが、彼等は、餘り遠くへ行かぬ中、臺灣への途中で、ファン・デン・ブルホ *Van den Burgh* の下にある和蘭艦隊に見つかつて追跡された。然し彼は葡萄牙船の捕獲は、平戸の和蘭人を日本の當局者との間に面倒の中に巻き込むと考へたので、^(註二十四)艦隊は間もなく追跡をやめた。全く和蘭人は今や、媽港とマラッカの間にある葡萄牙のガレウタ船を邪魔するだけに止め、媽

港の北方に行くものは邪魔せずにおいた。それといふのも彼等は、全部でないにしろ葡萄牙の積荷の多くは日本人の爲に運ばれて居たことを知つたからであつた。従つて、ドム・ゴンサロは八月八日(〇七月)に無事長崎に到着した。然し八百人の乗組員と、豊富な積荷はすべて嚴重に檢閲を受け、船の帆と舵とは、上陸して出島に閉ぢ込められる前に、押收された。

葡萄牙人は、この年澤山の絹を持つて來たとは思はれない。和蘭人の持つて來た千四百二十一ピクルに比べて、僅かに二百五十ピクルしか持つて來なかつた。然し彼等の異教徒たる競争相手の市場を妨げるために、葡萄牙人は、極つた市法直段よりも安く絹を賣りたいと申し出た。かうして無理に引下げた價を見て、競争相手はひどく憤慨した。然し不思議なことに、日本人は、葡萄牙のガレウタ船の方が、往復共に、和蘭船よりずっと價値があるといつて零し、和蘭人に、彼等の輸入品の價値を引上げるやうに勸告せしめた。四隻のガレウタ船は去るに臨み、各函千兩の價値ある二千三百五十函以上―全體で六百六十九萬七千五百フロリンのねうちある―の銀を輸出し、他方、同年平戸から航した九隻の和蘭船によつて輸出された品物の價値は、僅かに三百十九萬二千八百十五フロリン、若しくは葡萄牙人の積荷の價値の半分以下であつたと云はれてゐる。^(註二十五)然し、我々は、この時までには葡萄牙人は日本の金融家の仲^{キレリイヤー}仕と大差ない位地に引下げられてゐたといふこと、又一方平戸の大名は特にひどく和蘭人から借金をしてゐたので、債權者といふより負債者であつたといふ事實から、和蘭人は日本の資本に殆んど頼つてゐな

かつたといふことを知つた。

葡萄牙のガレウタ船が一六三六年(○寛永十三年)十月に長崎を去つた時、彼等は、前の長崎居住の葡萄牙人に縁故ある者か或は子であつて、今や幕府の命令によつて媽港に追放された女子供約二百八十七人を連れ去つた。乗船に際し世にも哀れな光景が展開されたとキルレム・フェルシターヘンは、多分數年の中に自分の妻に對して何事か起るであらうといふ豫感に充されて――實はそれが實際さうなつたのであるが――我々に語つてゐる。葡萄牙人は、此年まだ紛擾が解けてゐなかつた。何となれば、出島の世話人の二十六人は彼等からの密輸入品の廉によつて拘引されて拷問にあつた。一方その結果六十八人の他の日本人は、投獄せられ、若干の通詞の關係するこの事件に關して取調べを受けた。偶然にもドム・ゴンサロは、通詞の中に轉び伴天連クリストワン・フェレイラ *Christovão Ferreira* が居り、榮光から墮落したことに對し、改悛の狀が見えたと思つたと述べてゐる。(註二十六)

我々は、一六三六年七月二十三日(○寛永十二年六月二十一日)附媽港文書にある一文書から、媽港市は當時日本の債權者に七萬兩の負債があつたことを知る。然るに、夫々十一月十日(○十月十三日)と十三日附の他の二通の文書から、我々は、當局者が日本に於ける破産者の借金を返さうとして採つた手段に就いて、市中に騒動が起つたこと、市民は損失は平等に皆が負擔すべきものであると主張して、彼等を會議室に引づつて行つたことを知るのである。

一六三七年八月二十一日(○寛永十四年七月二日)に、五隻の荷物を滿載した葡萄牙のガレウタ船が長崎港に到着し、翌日更に他の船が着いた。之等六隻の船によつて持來された積荷に就いて、我々は不思議によく報告されてゐる。その詳細な價格表が一六四六年(○正保三年)にアムステルダムで出版された *Begin ende Voortgangh* の第二卷の中にあるサイゲルト・フワン・レヒテレン *Neyger van Rechteren* の航海記の八四—八六丁に出てゐる。支那及び東京の絹織物からなつてゐる積荷の多數、又總ての點に於て、他で私が刊行した一六七二年—一六七四年に於ける和蘭人の輸入品の積荷の表と非常によく似てゐる。(註二十七) 積荷の總價額は二百十四萬千四百六十八兩、即ち六百十萬三千百八十三フロリンと計算されてゐる。ガレウタ船の乗組員は九百七十二人を數へ、その中僅に百五十人が白人であつた。誰でも出島に閉込められてゐる時は、上陸を許される前に、全身こまかく檢べられた。

この年六十四隻程の支那のジャンクが長崎に到着した、—一六三五年以來彼等はこの港に限られてゐたのであつた。—そしてこれは、葡萄牙のガレウタ船によつて將來された多量な支那商品の積荷と一緒にされて、和蘭人や葡萄牙人がひどく苦情をいふほど、絹織物の價格を強制的に引下げた。(註二十八)

この年早く、朝鮮から重大な任務を帯びた使節が韃靼の侵入に對し日本人の援助を乞はんが爲に、到着した。和蘭の記録の中にこの使節に關する詳しく而も興味ある記事があるが、これはこの題目とは直接關係がないから、我々は他の事件に移らなければならない。

幕府の當局者は、葡萄牙人を全部追放するといふことに強く傾いてゐた。そこで出島に於て彼等に課せられてゐた嚴しい束縛を一層嚴にし、その上長崎奉行は、媽港、マニラ、^{キールン}基隆に於けるイベリヤ人の施設に對して共同して攻撃することの得策について、和蘭人と屢々商議した。

然し、九州の貿易家の間には、これに對する強い反對の暗流があつた。この貿易家達は、極めて自由に葡萄牙人に貸してあつた丁銀一切を失ひたくないと思つてゐた。然るに役人の中に於てさへ、長崎代官の末次平藏の如きものがゐた。彼は媽港貿易に於て問題となつてゐたものも非常に澤山持つてゐた。

この平藏は——和蘭や葡萄牙の記録にある *Pheas Joum* ——は葡萄牙人からは、彼等の最も有力な支持者の一人であると思はれてゐた。然るに我々はなほ、彼が和蘭人と親密の間柄にあつて、媽港攻撃の豫想について、フランソア・カロン *François Caron* と自由に討議してゐる位故、彼は明らかに、一寸賢い日和見を嫌ひでなかつたといふことを見出すのである。

この年十月、抛銀問題は長崎に於て由々しき事件を引起した。葡萄牙の商人は日本人に呼びとめられ、まだ歸つて來ない他の葡萄牙人が前年に借りた銀八匁の借金の返済方を請求された。葡萄牙の商人は不正の負債者との關係を一切斷はり、彼の借金に對して責任を負はされることを拒絶した。そこで日本の商人は、長崎奉行に訴へ出た、奉行は葡萄牙人の手足を縛つて町に連れて來い、その上で首の切りたい者は誰でも切つて宜しいと命令した。その結果不幸な葡萄牙人は縛られて町に連れて來られ、現在の死

を逃れる爲に強制的に返済を約束させられた。然し、彼は十分な金をとることは出来なかつた。そこで總ての葡萄牙人は、支拂ふことの出来る何かを寄與させることにした。^(註二十九)

なほ之だけが唯一のさうした事件といふ譯ではなかつた。ガレウタ船が媽港への歸航の途につく丁度前に、彼等は長崎の官憲の手下の者に踏み込まれた。彼等は船長のデュアルテ・コレア Duarte Correa を捕へて連れ去つた。この人は後に大村の牢獄に投せられ、一六三八年^(寛永十五年)十月漫火^{とろ}でやられて殉教したが、その少し前に島原の亂に關する非常に貴重な記録を我々に書き残して行つてくれた。かういふ酷い取扱を受けたが、葡萄牙人は、和蘭人のヘンドリック・ハーヘナール Hendrik Hagenauer がその日記の十一月八日^(寛永十五年十月二日)の條に述べてゐる通り、この年は誠によい年であつたらしい、――『六隻の葡萄牙のガレウタ船が、金八十頓(八百萬フロリン)に相當する凡そ銀二千六百兩を積んで、今月六日にマカオに向けて出帆した由を聞いた。それは貧弱は市場から考へて素晴らしい資本である。』この大部分が事實抛銀で借りたものであることを附け加へる必要はない。それは、日本になほ現存してゐる^(註三十七)次の證文^{ポンド}に見られる通りである。そしてそれはこの年のものである。

「本證文によりて、拙者即ち署名者媽港の既婚者にして市民なるトリスタン・タバレス Tristão Tabares 申候事左の如くに御座候、拙者儀博多の商人伊藤小左衛門殿並に彦兵衛殿 Figueiroedono より、媽港市のために三割一分利を以て抛銀にて五千兩確に借用仕り候。該銀子は當所より媽港に參り候六隻の

船に同額宛分載相送り候ものに候尙(翌年)同日同潮にて共に出帆渡海致すべき船に同額宛分載將來致すべきものに之あり候。若し唯一船のみ遣はされ候節は、銀子は積み不申候へども二隻遣され候節は、同額宛分載仕るべく候、尙ほ船遅延出航致し候はば、銀子積み不申候。又渡海之なき場合は、別に一割支拂ふべく候。拙者共皆これにて満足に御座候、必ず上記の契約履行致すべく候、拙者又は拙者の兄弟日本に歸來不致候節は、必ず拙者の品物を預り候律義者拙者に代りて支拂ひ申すべきこと確と聲明致し、こゝに調印仕り候。又例令拙者之を命令致さず候とも、拙者の品物を預り居り候者、右の通り必ず支拂ひ申すべく候。その證としてこゝに調印仕り候。本日、一六三七年十一月六日(次いでタバレスの署名と證人の署名あり)

その年の末、葡萄牙の使節は、例の如く江戸に上つた。然し、彼等は、多分幾らかの關係があると疑はれた島原の亂の勃發した爲であらうが、一六三八年二月六日(○寛永十四年十月二十三日)に、謁見を拒絶された。

一六三八年七月、二隻の船が媽港御用の支度が整つた。その中の一隻は立派な新造船で、市民が當局者は航海に使ふべきであると言つてゐたものである。ノッサ・セニョーラ・ダ・コンセイサン *Nossa Senhora da Conceição* といふ名のこの船は、他のノッサ・セニョーラ・ドロザリオ・イ・サン・ゴンサーロ *Nossa Senhora do Rosario e São Gonçalo* といふ他の船と共に、ドム・ジョアン・デ・アルメイダ *Dom João de Almeida* の指揮の下に八月二十三日(○七月十三日)に長崎に着いた。和蘭人の言ふところによ

れば、之等の船には、三百四十人の人々が乗組んでゐて、中九十人が白人であつた。然るに彼等は僅に二百三十ピクルの生絲を持つて來たが、その中百五十ピクルは長崎代官平藏のために持つて來たもので、残る八十ピクルが葡萄牙人自身のものであつた。(註三十二)これは御朱印船の貿易が一六三二年(○寛永九年)に禁ぜられて以來、大規模に日本人によつて利用されたのであるから、葡萄牙人は、今や日本人のための體のい、仲キヤリイヤー仕といった位地に引下げられたといふ事實のまた一つの證據として、面白い。なほ日本の海外貿易の排口がかくも縮小させられたといふ事實から、この年抛銀の利息の割合が著しく下つたために葡萄牙人にとつては非常な利益であつた。和蘭人は、又葡萄牙人が一六三八年十月二十日(○寛永十五年九月十三日)に媽港への歸航の途にあり、これには二割五分、二割六分、及び二割七分の利で、ボトムリイ(即ち Bottomry 抛銀)で借りた他の四十萬兩に加へて、各千兩の價ある千二百五十九兩の銀をもつてゐたことを我々に報じてゐる。これは次の抛銀證文の面白い證據を提供してゐる。今日知られてゐる限り日本に現存するもの、最後のものである。(註三十三)

「媽港市の支配役、拙者ペーロ・フェルナンデス・デ・カルバーリョ Pero Fernandez de Carvalho 申し候、拙者事博多の商人末次宗徳 Suyetsugu Soocin より、媽港市の爲に、二割五分の利息を以て丁銀四千兩借用仕り候。末次申し候は該四千兩の銀子は、ノッサ・セニョーラ・デ・コンセイサン及びノッサ・セニョーラ・デ・ロザリヨ・イ・サン・ゴンサロ兩船に同額宛積載致し參る筈に候。媽港より當市へは(翌

年)該銀子は最初に共に出帆致すべき船に同額宛分載送り申すべきものにて、僅かに一隻送られ候節は、その三分ノ一のみ持參致すべく、又若し渡海不仕候節は、更に一割支拂ふべきものに候。丁銀並にその利息は市の爲に拙者の後を繼ぎし支配役によりて支拂ひ申すべく候。

長崎、一六三八年十月六日(○寛永十五年八月二十九日)ペーロ・フェルナンデス・デ・カルバリーヨ署名。この證文は寛

永十五年九月二日付で、丁銀四十貫に對しては本文の裏書がある。

尙ほその上の光明が、一六三八年十二月二十二日(○寛永十五年十一月十七日)附媽港文書中にある文書によつて上記

の抛銀證文の上に投せられてゐる。種々ある中にもペーロ・フェルナンデス・デ・カルバリーヨが媽港市の爲に、日本に於て金九萬七千兩を借り、その中の一萬三千兩は、前からの約束通り心付^{ドサ}として、天引してカルバリーヨに與へられることになつてゐたことが記してある―何故かは記してないが、恐らく彼が色々と貢獻したその報酬としてであらう。序に和蘭人がこの年京都に於て、月二分年二割四分の利息で金を借りたことを記してをかう―實際それは葡萄牙人が課せられたものと同じであつた。

島原の亂の結果として、幕府は遂に、全く葡萄牙人を放逐することに決した。そしてその主意の命令が、一六三八年の末頃發せられた。

その結果、一六三九年(○寛永十六年)秋、葡萄牙のガレウタ船が長崎に來たが、これが最後であつた。司令^{カピタン}

官^{モル}バスコ・バーリャ・ダ・アルメイダ Vasco Palha da Almeida は追放令の寫しを手交せられ、最初の順

風を以て出帆せよと命ぜられた。官憲達は葡萄牙人が、日本の商人に、抛銀で借りてゐた借金を返すことさへ許さなかつたらしい——日本の商人には残念であつたらうと想像される。たゞ米と飲料水だけが支給された。そして一六三九年十月十七日（○寛永十六年九月二十一日）に、アルメイダは媽港に向けて出帆した。これで殆んど一世紀に涉つた通商貿易の上に幕は切つて下された。

十月末、アルメイダが、元のまゝの積荷を積んだ二隻のガレウタ船を率ゐて媽港に着くと、この報に接して、市民の驚愕は非常なものであつた。

十一月一日（十月十六日）、市當局の會合に於て、日本人に少しでも負債のある人全部に對し、六日以内に市の當局者に間違ひなく手渡しするやうにといふ布告を出すことが決議された。この布告は、長崎の通詞が葡萄牙人に與へた別れの忠告に従つて發せられたのであつた。一六三九年十一月十三日（○寛永十六年十月十八日）附他の文書から、我々はこの命令が一樣には従はれなかつたことを知るのである。そして、トリスタン・タバレス（既に譯出掲載した一六三七年の抛銀證文の署名者）は傲慢に支拂を拒絶したものととして引かれてゐる。この行動は市の長老の怒りを買つた、而してその長老はタバレスに二十四時間以内に全部支拂ふべし、これに背けば彼の品物は全部沒收、家は破却するといふ通告を更に發した。この痛烈な命令の結果は記してないが、一六三九年十二月二十日（○寛永十六年十二月一日）附他の文書は、その年の抛銀は、滿場一致を以て支拂はぬことに決し、この航海に對して品物若しくは金を寄附してあつた人は、元通りの金

を返して貰はねばならぬといふことを取決めたと我々に傳へてゐる。（註三十三）

住民の多くは、既に引用した十一月一日（〇十月六日）附の布告の箇條通り、日本人に借りた金を現金で返すことは出来なかつた。そこで官憲は、代りに同じ價值のある動産を差押へた。一六四〇年一月四日（〇寛永十六年閏十一月十二日）に、日本人の爲に、之等の品物と金とを、耶蘇會とフランシスカンの二つの修道院に保管して安全を計ることに決した。結局その金はどうなつたか私には判らないが、日本人がそれらしい物を見なかつたことは確かである。

一六四〇年（〇寛永十七年）、日本との通商の再開を請うために長崎に使節を派遣することに決した。私は既に、根本史料を使つて一文を草しこの使節に就いてかなり詳しく論じ、一九三二年のリスボンの *Annaes do Club Militar Naval* に發表した、而もその運命はよく知られてゐる。故に、五月十八日（〇三月二日十八日）の市會に於て、大使は、若し必要の場合には市の信用を賭して、更に借りるために代理人の力で、生活費として六千兩を日本に持参すべきことを決議した。その上なほ、一六四〇年六月十九日（〇寛永十七年四月三十日）若し通商が再開されたら、大使は媽港市の爲に抛銀で十萬兩を借りることが出来る、然し、これが實現しなかつたことは言ふまでもない。媽港文書中にある既に引用した文書から、我々は日本に於て破産した人々の爲に負うてゐた他の十四萬兩の外に又市自身が日本に於て二十萬兩を負つてゐたことを知るのである。一六四〇年の不運な使節の報告の中にあるやうに、明らかになほ他に借金があつた、そして幕

府の峻嚴な仕方によつて感ぜられた恐怖はこんなものであつたといふこと、葡萄牙人は長崎に於て約七十七萬兩の負債があつたが、數多の債權者が誰もこの件に就いて敢て一言も述べやうとしなかつたといふことを記してゐる。
(註三十四)

私がたどり得た之等の借金に對する最後の史料は、一六四四年—一六四七年(○正保元年
—同四年)の葡萄牙の日本への使節に關してである。大使を乗せて來たガレウタ船は、一六四四年末、媽港に向ふ途中、バタビヤに於て和蘭人の爲に一時捕へられた時、船長のアントニオ・フィアリーヨ・フェレイラはガバナー・ジェネラル
の總督ファン・ディーメン Van Diemen に、「非常な高に上る」日本に於ける葡萄牙人の借金を全部返濟せよとの王命を奉持してゐたので、長崎に於て優遇されるものと期待してゐると語つた。ファン・ディーメンは、狡猾にも、事實さうであつたが、葡萄牙人はたゞ虚勢を張つてゐることだと思つた、何となれば、船中には僅かしか或は何も金が無かつたからである。一方媽港の金庫はひどく窮乏してゐたのである。
(註三十五)

さて、寛永時代日本に於ける葡萄牙人の貿易の歴史は大體以上の如くである、そして、我々は三百年前の抛銀證文に見とれ、永久に増して行くばかりの借金の心配と戦つた媽港市の長老シタイ・ファザアに想ひを寄せるとき、今日の狀勢に直面して、フランスの諺 *plus que ça change plus que c'est la même chose* ! (直譯—變れば變るほど同じこと—の意)の眞理なることを痛感する—

(註一) 一八七六年リスボンにて刊行せらる。

(註二) 次のものは、主としてローリン・バステル Colin-Bastells の勞作 Labor Evangelica, Barcelona 1904, Tomo I, pp. 226—243. 中に收められてゐる文書より引用した。

(註三) この使節に關し Archivos de Macau, 1929—30 中に收められてゐる文書 (vol. II, p. 3; vol. III, pp. 55, 107) 参照。この貴重な編纂の中第三卷はすつと後になつて (一九三三年) 出版された。

(註四) ヒム・ゴンサロ Dom Gongalo の印度に於ける軍人としての初期の閱歷に就いては、私の Commentaries of Ruy Freyre de Andrada, London, Routledge, 1928. の各所を見られたい。

(註五) 主として Dagh-Register gehouden int Castel Batavia 1631—1634 中に抄出の平戸商館の手紙に依る。

(註六) Historia da Fundação do Real Convento de Santa Monica da Cidade de Goa. Lisboa 1699. の中に刊行された甚だ興味ある細表による。これは、一九一五年に Journal of the Asiatic Society of Bengal. の中に英譯掲載された。不幸にして原本には日附が出てゐない。又翻譯に誤謬が無いではない。然し當時のベタビヤの Dagh-Registers. 中にある損失の大部分を判然させることは可能である。

(註七) 一般の報告については Nachod, Beziehungen der Niederländischen Ostindischen Kompagnie zu Japan im siebzehnten Jahrhundert. Leipzig, 1897. pp. 193—220. 参照。ローレンス Murchock も亦、その日本史 History of Japan vol. II. の第二卷の中に立派な記事を書つてゐる。

(註八) Archivos de Macau. Vol. I, p. 125.

(註九) Dagh-Register. Batavia, 27 ii 1632.

(註十) その原本は福岡市にあつて、この文書の寫眞を得たに就いては武藤長藏教授に感謝する。

(註十一) Dagh-Register. Batavia, 22 ii 1633.

(註十二) 松永安左衛門氏藏。

寛永時代葡人の日本貿易に就いて (吉田)

(註十三) Arquivos de Macau. Vol. I p. 368.

(註十四) 同上 pp. 373 ff.

(註十五) 同上 Vol. III p. 123.

(註十六) 序に、一六三二年、八十萬兩の銀を積んで長崎を發つて媽港に向つたガレウタ船の一隻が颱風にあつてマストを損じ、修繕の爲薩摩に入るの已むなきに至つたことを附加してをかう。恐らく之はサン・ジョルジ號であらう。(Dagh-Register Batavia, 22 iii 1633)

(註十七) Dagh-Register Batavia 19 ii 1631 とヘーグの文書館にある Japansch Brievenboek, 1633—1637. 参照。この最後の所からずいゝと資金のことに關し引用するに就いては、神戸の J. H. Griffiths 氏に感謝する。

(註十八) Dagh-Register. Batavia 1634, pp. 250—1.

(註十九) 前掲註十参照。この文書も亦福岡市に在り。

(註二十) Dagh-Register. 1634 と前掲 Japansch Brievenboek,

(註二十一) Arquivos de Macau. Vol. II. p. 231. ff, Dagh-Register Batavia, 4 vii 1634 と前掲 Japansch Brievenboek 参照。

我々は Yang-Louw も亦、同年インスカドーレス Pescadores 沖に和蘭船 Blyde Boodschap を捕獲した。そして彼によつて捕へられた捕虜の幾人かは、當時、彼の葡萄牙の捕虜と共に救はれて媽港に送られた。(D. R. B. 21 iv 1636 & 31 x 1636)

(註二十二) 私が Boletim da Agencia Geral das Colonias, Lisboa, 1930, pp. 47—55 の中に用ひたこととマン・マヌエル Ramos の手紙を見よ。(英譯は Transactions of the Japan Society, London 1930 とあり。然し、マン・マヌエルに關する章に幾ひかの誤謬がある) 又 Jap. Brievenboek, W. Versteegen to N. Conckebacker, 8 viii 1634 & 12 viii 1634 等 参照。

(註二十三) Japansch Brievenboek in voce 1635. Dagh-Register Batavia 1636. と Valentyn Japan p. 114. H. Hagenaer in

Begin ende Voortgagh, Amsterdam, 1646, Vol. II. p. 86.

(註二十四) Jap. Brievenboek, 1636.

(註二十五) Hagenauer in Begin ende Voortgagh II. pp. 98, 100—101; Valentyn Japan, p. 118. Jap. Br. 1636. 参照。然しその評價は各々違ふ。途中で取られた葡萄牙人の手紙に依る他の一つは、輸入を二百三十一萬七千二百十四フロリン、輸出を六百六十萬四千五百九十九フロリンとしてゐる。葡萄牙人は、丁銀を相當取上げたがそれ以上の丁銀があつたと述べてゐる(D. Br.

B. 343 1637)

(註二十六) Japansh Brievenboek. 1636. Lelplac. Catholische au Japon. Bruxelles. II. p. 218.

(註二十七) Transactions of the Asiatic Society of Japan, Vol. vii. Tokyo, 1930, pp. 184—195.

(註二十八) 前掲 Begin ende Voortgagh. Japansh Brievenboek 参照

(註二十九) 前掲 Willem Versteegen in Japansh Brievenboek.

(註三十) 松永安左衛門氏藏。

(註三十一) Willem Versteegen in Japansh Brievenboek. Archivos de Macau, vol. III. 各所。

(註三十二) 松永安左衛門氏藏。

(註三十三) Archivos de Macau. Vols. I—III. 各所。

(註三十四) Relacions &c, printed in Manila 1641. 私の論文は Anaes do Club Militar Naval. p. 32. にもある。

(註三十五) 私の Portuguese Embassy to Japan in 1644—1647. London 1928. p. 41—2. 参照。

關係人物小傳

一六三二年、一六三六年及び一六三八年の抛銀證文三通の署名者に關する以下の記述は Archivos de

寛永時代葡人の日本貿易に就いて(吉田)

Macao. の中に出てゐる當時の文書から擇集めたのである。

ペーロ・フェルナンデス・デ・カルバリーヨ Polo Fernandes de Carvalho 十七世紀前半に於ける媽港の最も顯著な市民の一人。彼は、一六三一年一月二日、その忠告をもつて市の當局者を助けることを義務とする四人の會員よりなる委員の一人に選舉された。然しアントニオ・ガルバン・ゴデイーニョ Antonio Galvão Godinho が彼の代りに選ばれたので、二日後に辭職した。彼は一六三六—一六三八年中、Feitor do povo 即ち支配役となつた。然るに一六三七年八月、彼は當時碇泊地^{ロードステット}に碇泊してゐた四隻の Weddel の英船、並に葡萄牙の貿易商に對し、誅求をこれ事としてゐた廣東在留の官吏と商議するために出來た二人の委員の一人に擧げられた。一六四一年七月には、彼は、市の要塞の修築と検査及び武器の供給の目的を以て設立された委員會の委員に選舉せられた。然し頽齡と不健康との故をもつて同年の九月十二日にこれを辭した。彼は又この當時商務長官ドム・ローボ・ダ・シルベイラ Dom Lobo da Silveira を助けた軍事參議院の會員であつた。彼は一六四五—六年中は、明らかに重態であつた。何となればこの年、彼の署名は彼が自ら署名することが出來なかつたので、總ての文書には代理人が署名してゐるからである。

アゴステイーニョ・ローボ Agostinho Lobo 彼も亦この時代の媽港の有力な住民。彼は一六二四年の日本への五隻の艦隊の司令官^{カピタン・マジョール}であり、翌年も亦さうであつた。彼は彼の特別の手腕、權力、熱心のため

に一六三二年六月、日本渡海のため支配役に擧げられた。彼は亦この時代種々の委員會に奉仕した。地方の支那の官憲の腐敗、賄賂に抗議する爲、一六三七年八月前述した廣東へ使節となつて行つたことも亦その一つである。

トリスタン・タバレス Tristão Tavares 長年、媽港の *Escrivão da Camara* 即ち市の書役であつた。彼の署名はこの當時の澤山の文書に出て来る。彼は、本文中に長崎の住人として記したルイス・タバレス Luis Tavares の同胞である。彼は、その名が當時の文書に出て来るから、一六四六年には猶ほ健在で活躍してゐた。彼は多分有名な鐵砲鍛冶マヌエル・タバレス・ボカロ Manuel Tavares Bocarro の身内のものであらう。この頃ボカロは媽港に於て時めいて居つた、そして、彼の造つた大砲の一つが、今日鹿兒島に現存してゐる。(一九三三年六月十三日)

搜畫説明、

本誌前號所載ボクサー氏の論文には、三葉の葡萄牙文抛銀證文(何れも松永安左衛門氏藏)の寫眞が挿入されてゐる。即ちその日附と署名者とを記せば、左の如くである。

(一) 一六三二年十一月十六日附、長崎、アゴステイ・ニヨ・ローボ署名

(二) 一六三七年十一月六日附、長崎、トリスタン・タバレス署名

寛永時代葡人の日本貿易に就いて(吉田)

(三) 一六三八年十月六日附、長崎、フェルナンデス・デ・カリバリーヨ署名

(一) は縦三四・五糎、横四八・二糎、斐紙様の和紙を右に開くやうに二つ折とし、その上部に前號掲載の葡文の證文あり、(その大意はこの翻譯十九頁にあり)、その下に邦字で「丁銀卅貫目中野彦兵衛」と記し、その丁度裏に當る所に、本誌に掲げた同じく葡文の内金請取證とその下に同意義和文の裏書がある。この文書には包紙あり、包んだ表に當る所に「丁銀三拾貫目中野彦兵衛＝右は天川したてへとろあぐすちいのろうふ、海上＝かし銀子くにしめんと同やはらげにて＝寛永九年＝申十月十三日」と五行に記し、裏に當る所に「右の内半分本利拾九貫九百五拾目＝今年かりや(○うとは讀めず、)た壹艘分請取相濟申候＝本拾五貫目分はかこいの分也内五貫目分は＝高木五郎右衛門殿の分也＝寛永十年＝九月十二日」とある。和文の中「へとろあぐすちいのろうふ」が Feitor Agostinho Lobo を指すことは勿論である。

(二) は縦三三糎、横四二・七糎、唐紙。今は甚だ損傷して、十六に折疊みたる折目に全部目張を施す。同じく、右開きになるやうに二つ折とし葡文を以て記す。その寫眞は前號にあり(その大意は、この翻譯三十四―五頁にある。)

(三) は、縦三六・三糎、横四七・五糎、(一)と同じく斐紙様の和紙を右開き二つ折とし、前號所載の葡文あり、(その大意は、この翻譯三十六―七頁にあり、)その下に邦字にて本誌に掲げたる「丁銀子四拾貫目ノくにしめんと＝寛永拾五年＝寅九月二日」とあり。之にも包紙ありて、その包みたる表に「丁銀子四拾貫目ノくにしめんと＝銀子主末次宗徳＝寛永拾五年＝寅九月二日」とある。くにしめんとは勿論葡語 Conhecimento 即ち請取證文の意である。

因にボクサー氏論文中にあるフランシスコ・カルバリーヨの手になる所謂「涙を誘ふ」葡文々書の寫眞は、故川島元次郎氏著「朱印船貿易史」(一五七頁)の中に掲げられてゐる。

寛永時代葡人の日

年 號	西 曆	Capitão-Mor 司令官	船 數	長崎奉行	摘 要
寛永一	一六二四	Agostinho Lobo	5	長谷川權六	この年葡人の日本滞在を禁ぜらる。 マニラとの通商禁ぜらる。
二	一六二五	Agostinho Lobo	5	長谷川權六	
三	一六二六	Luiz Paes Pacheco	6	水野河内守	例年のガレウタ船隊、和蘭の巡洋艦のため に媽港出港を妨げらる。巡洋艦の一隻は葡 人に捕はる。
四	一六二七		僅に Advice- ship 一隻	水野河内守	
五	一六二八	Antonio Monteiro	5	水野河内守	この年五月、日本のジャンクを捕へた西班 牙人のため、在長崎の葡船商賣差止らる。
六	一六二九	Antonio de Oliveira Aranha	2	竹中采女正	
七	一六三〇	Dom Goncalo da Silveira	不 明	竹中采女正	葡船とその品物の商賣差止つゞく、和蘭人 も亦一六二八一―一六三二年、差止めらる。 和蘭人、この年五六隻のガリウタ船長崎を 去り媽港に向つたと記す、但し一六二八一 一六二九年差止されてゐた中のものらし、 商賣差止十月解かる。
八	一六三一	Lourenço de Iria Velho	3	竹中采女正	
九	一六三二	Lopo Sacramento de Carvalho	3 或4	竹内采女正	五隻の船媽港を出航せし筈、然し中二隻は 餘りに遅く出帆し、航海せざること明らか。 和蘭と葡國の史料はこの年のガレウタ船の 數に相違あり、二隻乃至四隻。

本 質 易 年 表

十	一六三三	Lopo Sarmiento de Carvalho	4	曾我 今村傳四郎	葡國の史料は僅に一隻又は二隻と記す。伊 し信ずべき和蘭の文書は四隻に作る。奉行 二名任命せらる。
十一	一六三四	Lopo Sarmiento de Carvalho	1	神原飛驒 尾内記守	ガレウタ五隻出航す、但し中一隻は支那海 賊に捕はれ、三隻は媽港に引返す。
十二	一六三五		3	神原飛驒 尾内記守	葡國史料、本年航海なしと記す、然し信ず べき和蘭史料、一六三五年ガレウタ三隻到 着と記す、支那のジャンク長崎行を制限せ らる。
十三	一六三六	Dom Gonçalo da Silveira	4	神原飛驒 石大和守	この年幕府、日本人が海外に貿易し、住居 するを禁ずる有名なる禁制を發す。
十四	一六三七	Dom Francisco de Castellobranco	6	神原飛驒 馬場三郎左衛門守	葡國の司令官外二人、島原の亂に關係あり と疑はれ、この年長崎に捕はれ監禁せらる。 葡國貿易の最後の年、追放令發せらる。夏 神原、隱退す。
十五	一六三八	Dom Joio Pereira	2	神原飛驒 馬場三郎左衛門守	
十六	一六三九	Vasco palho de Almeida	2	馬場三郎左衛門 大河内善兵衛	ガリウタ四隻出航、一隻は難破、一隻は媽 港に引返す、外二隻貿易の許可なきに遣は さる。
十七	一六四〇	媽港の使節	1	柘植平右衛門 馬場三郎左衛門	使節六十一名斬首せられ、船は焼却せらる、 生存者十三名、報を持して媽港に返さる。